

～町内の認可幼稚園・保育所等施設～ (令和2年10月1日時点)

①町立 大磯幼稚園 ※

大磯町大磯942 ☎(61)0505  
定員：教育認定180名  
入園説明会：10月16日(金) 10:00



①町立 たかとり幼稚園 ※

大磯町生沢402-1 ☎(71)3050  
定員：教育認定160名  
入園説明会：10月15日(木) 10:00



②私立 こいそ幼稚園 ※

大磯町西小磯286-10 ☎(61)4093  
定員：教育認定90名  
入園説明会：10月6日(火) 11:00



⑤町立 国府保育園 (認可保育所)

大磯町生沢438 ☎(72)1765  
定員：保育認定90名



⑤サンキッズ大磯 (認可保育所)

大磯町東町1-13-33 ☎(61)2641  
定員：保育認定120名



⑤もあな こびとのこや (小規模保育施設)

大磯町大磯1668・1階 ☎(26)5692  
定員：保育認定(0～2歳児のみ) 8名



②・⑤サンキッズ国府 (幼保連携型認定こども園)

大磯町国府新宿152 ☎(71)0549  
定員：教育認定30名 保育認定75名  
入園説明会：10月20日(火) 10:30



②・⑤認定こども園あおばと (幼保連携型認定こども園)

大磯町大磯1121 ☎(74)5918  
定員：教育認定31名 保育認定50名  
入園説明会：10月15日(木) 10:00



※は新制度移行園

町外の保育所等の利用を希望される方は、希望する市町村によって受付期間が異なりますので、必ず、保育所等の所在する市町村へ事前にお問合せください。

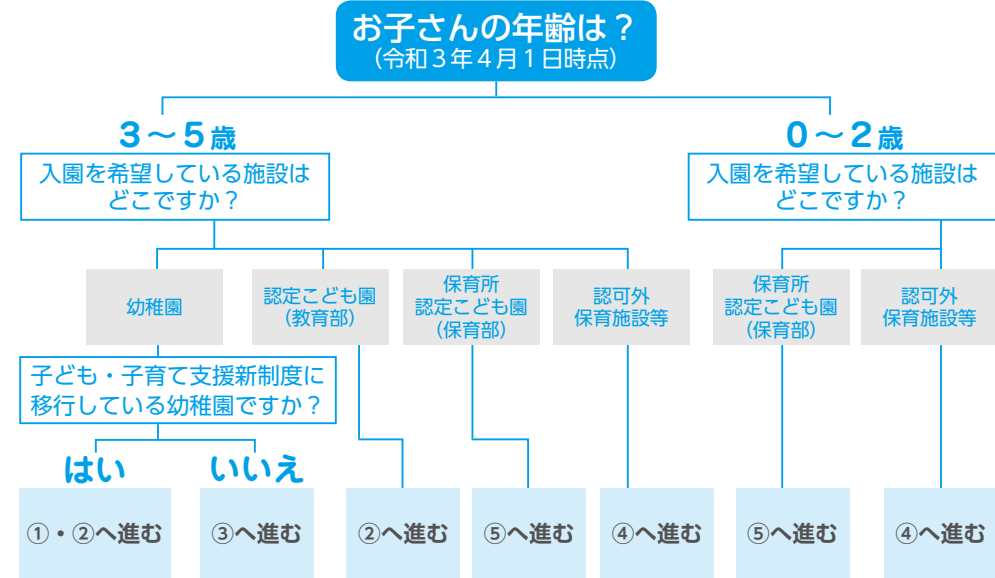
- ①町立幼稚園
  - 入園について
    - 対象児童
      - 令和3年4月1日現在、生後2か月以上で、「保育の必要性の認定」を受ける児童。
      - ただし、保育施設ごとに入所可能年齢が異なります。
    - 入所案内・申請書等の配布
      - 申請書等は、10月15日(木)から子育て支援課及び町内各保育施設で配布します。
      - また、申請書等は町ホームページからも取得することができます。
    - 一次受付期間
      - 11月2日(月)～20日(金) 8時30分～17時15分
    - 受付場所
      - 子育て支援課(土日祝日除く)
    - 申込み後のスケジュール
      - 入所判定結果通知送付
        - 令和3年2月上旬
      - 二次受付期間
        - 令和3年2月上旬
- ②私立幼稚園・認定こども園(教育部)
  - 入園について
    - 募集要項・願書の配布
      - 10月15日(木)～
      - ※サンキッズ国府のみ10月20日(火)～
      - 各園にて配布(土日祝日除く)
    - 願書の受付
      - 11月2日(月)～各園にて受付
- ⑤認可保育所等
  - 入所について
    - 対象児童
      - 令和3年4月1日現在、生後2か月以上で、「保育の必要性の認定」を受ける児童。
      - ただし、保育施設ごとに入所可能年齢が異なります。
    - 入所案内・申請書等の配布
      - 申請書等は、10月15日(木)から子育て支援課及び町内各保育施設で配布します。
      - また、申請書等は町ホームページからも取得することができます。
    - 一次受付期間
      - 11月2日(月)～20日(金) 8時30分～17時15分
    - 受付場所
      - 子育て支援課(土日祝日除く)
    - 申込み後のスケジュール
      - 入所判定結果通知送付
        - 令和3年2月上旬
      - 二次受付期間
        - 令和3年2月上旬

- ①・②の利用料の無償化について
  - 幼稚園保育料は無償となります。
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ③新制度未移行幼稚園
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ④認可外保育施設等
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- 入園及び利用について
  - 各幼稚園・施設へお問合せください。
- ③の利用料の無償化について
  - 幼稚園の入園料及び利用料が月上限額の範囲内で補助されます。また、「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り、子育て支援サービス(※)の一部が、月上限額の範囲内で補助されます。
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ④の利用料の無償化について
  - 3～5歳児が属する世帯及び0～2歳児が属する住民税非課税世帯は、「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り、施設等の利用料及び子育て支援サービス(※)の一部が、月上限額の範囲内で補助されます。
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ⑤の利用料の無償化について
  - 3～5歳児が属する世帯及び0～2歳児が属する住民税非課税世帯は、保育所保育料が無償となります。
- ⑤の継続利用申込み
  - 在園する園を通じて手続きをご案内します。継続利用希望の方は必ず手続きを行ってください。継続書類が提出されない場合、令和3年3月末日で退園となります。
- 【無償化の申請手続き(こども)】
  - 入園内定後、各施設から配布される申請書等を確認のうえ、利用する施設へ提出してください。
  - また「保育の必要性の認定」を希望する場合、子育て支援課及び町ホームページから申請書等を取付け、併せて提出してください。
  - ※子育て支援サービス
    - 一時預かり事業、一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、病後児保育事業等が該当します。

令和3年度 幼稚園等入園・保育所等入所案内

子育て支援課 ☎内線317

～入園・入所 フローチャート～



令和3年4月に幼稚園や保育所、認定こども園に入園・入所する児童を募集します。また、幼児教育・保育の無償化に係る申請も受け付けします。原則は、幼稚園・保育所の入園・入所と併せての申請となりますが、希望する施設によって申請方法が異なりますので、フローチャートを参照のうえ、申請方法をご確認ください。世帯の状況によって保育料や一部の子育て支援サービスの利用料が無料になることがあります。※給食費や行事費等、施設で実費徴収している費用は、原則無償化の対象外となります。

～保育の必要性の認定とは～

フローチャートで⑤に該当する世帯は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、①～④に該当する世帯は「保育の必要性の認定」を受けることで、一部の子育て支援サービス(※)の利用料の補助を受けることができます。

保育が必要な理由	保護者が次の事由に該当する方
1 就労	自営または居宅外で就労し(予定を含む)、1日4時間かつ週4日以上就労している場合
2 妊娠・出産	出産(出産前後8週間に限る)のため保育が困難な状態にある場合
3 疾病・障がい	病気・障がいのため保育が困難な状態にある場合
4 介護・看護	同居の親族を常時介護・看護をしているため保育が困難な状態にある場合
5 災害復旧	自宅等の災害復旧にあたっている場合
6 求職活動	求職活動により保育が困難な状態にある場合
7 就学	大学や職業訓練校等に就学している場合
8 その他	虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合

入園説明会等への参加時は、感染予防対策を！

- ①町立幼稚園
  - 入園について
    - 対象児童
      - 令和3年4月1日時点で町に住所を有する(または予定のある)平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれの3～5歳児
    - 募集要項・願書の配布
      - 10月15日(木)～
      - 9時～17時15分
      - 各園にて配布(土日祝日除く)
    - 願書の受付
      - 11月2日(月)～5日(木) 9時～17時15分
      - 各園にて受付(祝日除く)
      - 町立幼稚園に通園区域の指定はありません。
- ②私立幼稚園・認定こども園(教育部)
  - 入園について
    - 募集要項・願書の配布
      - 10月15日(木)～
      - ※サンキッズ国府のみ10月20日(火)～
      - 各園にて配布(土日祝日除く)
    - 願書の受付
      - 11月2日(月)～各園にて受付
- ③新制度未移行幼稚園
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ④認可外保育施設等
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- 入園及び利用について
  - 各幼稚園・施設へお問合せください。
- ③の利用料の無償化について
  - 幼稚園の入園料及び利用料が月上限額の範囲内で補助されます。また、「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り、子育て支援サービス(※)の一部が、月上限額の範囲内で補助されます。
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ④の利用料の無償化について
  - 3～5歳児が属する世帯及び0～2歳児が属する住民税非課税世帯は、「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り、施設等の利用料及び子育て支援サービス(※)の一部が、月上限額の範囲内で補助されます。
  - 【無償化の申請手続き(こども)】をご参照ください。
- ⑤の利用料の無償化について
  - 3～5歳児が属する世帯及び0～2歳児が属する住民税非課税世帯は、保育所保育料が無償となります。
- ⑤の継続利用申込み
  - 在園する園を通じて手続きをご案内します。継続利用希望の方は必ず手続きを行ってください。継続書類が提出されない場合、令和3年3月末日で退園となります。
- 【無償化の申請手続き(こども)】
  - 入園内定後、各施設から配布される申請書等を確認のうえ、利用する施設へ提出してください。
  - また「保育の必要性の認定」を希望する場合、子育て支援課及び町ホームページから申請書等を取付け、併せて提出してください。
  - ※子育て支援サービス
    - 一時預かり事業、一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、病後児保育事業等が該当します。